

工事請負契約約款の一部改正について（お知らせ）

福知山市の契約で使用する工事請負契約約款について、改正建設業法への対応等を図るため、令和2年10月1日付けで、一部を改正します。

主な改正内容

1、著しく短い工期の禁止について

・改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととしました。

2、その他、相殺の場合において発注者が相殺の充当の順序を指定することができるとするなど京都府の工事請負契約書と合わせた改正を行います。

3、工事現場に設置する者及びその通知について

・改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたところ、この者を設置する場合にはこの者の名前を発注者に通知することとしました。

施行日と適用条件

施行日：令和2年10月1日

適用：1・2については、施行日以降に契約締結する案件から適用します。

3については、施行日以降に入札公告等を行う案件から適用します。